

ペットフード安全法 輸入に関する Q&A

事業者のみなさまからのよくある質問と答えをまとめています。 [リーフレット](#)や[マニュアル](#)をご一読の上、これらの Q&A をご活用ください。

Q.1 ペットフードを輸入するために必要なペットフード安全法上の手続を教えてください。

A.1 事業の開始前に輸入業者の届出を提出する必要があります。主たる事務所等が所在する都道府県にある地方農政局等へ提出してください。必要書類や提出先は、[届出や帳簿に関するマニュアル](#)をご参照ください。

届出の他に、帳簿の備付け、表示の基準、成分規格、製造方法の基準等を遵守する必要があります。詳細は、[リーフレット](#)や[マニュアル](#)にてご確認ください。

また、「[安全なペットフードを供給するために](#)」にある輸入業者チェックリスト例もご活用ください。

法の遵守状況の確認については、国及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が原則として無通告で立入検査を行います。

なお、ペットフード安全法以外の手続については、事業者自身で担当部署へ確認していただく必要があります。下に一例を示しますので、参考としてください。

[衛生証明（health certificate）等の動物検疫に関する事項](#)

[植物防疫に関する事項](#)

[動物用医薬品に該当しないことの確認（「動物用医薬品等に該当するか否かの考え方」のページ）](#)

Q.2 海外から直接輸入しているだけでなく、国内に製造工場を持って製造しています。また、通販事業部門では問屋を通さず、直接消費者に販売しています。当社は、輸入業者であり製造業者であり販売業者であるということになりますか。

A.2 はい。輸入業者、製造業者と販売業者に該当します。

輸入業者の届出と、製造業者の届出を両方提出してください。

Q.3 輸入の代行業務をしており、輸入するペットフードの内容・品質や輸入元の製造業者のことにについてよくわかりません。フードの規格や品質については、輸入依頼者が決めており、当社は輸入手続の代行です。輸入業者の届出は当社または輸入依頼者のどちらが提出すればよいですか。また、規格や表示のことは当社の担当外であり、どこまで責任が及ぶのでしょうか。

A.3 輸入業者の届出は、税関申告で貨物の輸入者となる者が行ってください。

また、製品の輸入や表示については、まずは輸入業者が、その製品に対する責任を負うこととなりますが、製品に問題があった場合などは、適切な対応がとれるよう関係者間で事前に整理しておく必要があります。

Q.4 輸入元国の事業者にはペットフード安全法を理解してもらうための英語の資料はありませんか。

A.4 関連法令や通知等を英訳したものがありません。[こちら](#)（外部リンク）を参照してください。

事業者の方は、ご不明な点は各地方農政局へご照会ください。

北海道農政事務所 011-330-8816

東北農政局 022-221-6097

関東農政局 048-740-5065

北陸農政局 076-232-4106

東海農政局 052-223-4670

近畿農政局 075-414-9000

中国四国農政局 086-227-4302

九州農政局 096-211-9255

内閣府沖縄総合事務局 098-866-1672

[ペットの飼い主のみなさまからのお問い合わせはこちらへ](#)（各地方環境事務所）